

名取市下水道事業会計

資本金の減少(減資)と累積欠損金の解消について(案)

- 1 背景・累積欠損金解消に向けての経緯 … P2
- 2 目的・内容・効果 … P3
- 3 用語等 … P4
- 4 欠損金(純損失)の内容 … P5
- 5 今後のスケジュール … P6

令和7年8月6日

建設部 下水道課

1 背景・累積欠損金解消に向けての経緯

<背景>

本市下水道事業会計は、平成15年度から地方公営企業法の一部を適用し以降、複式簿記による財務諸表に累積欠損金が計上されてきた。

累積欠損金とは、過去の営業活動により発生した純損失の記録であり、返済義務を伴う負債とは異なるものである。

また、平成24年度施行の同法改正では、議会の議決を経たうえで、経営判断に基づき資本金を減少させ、欠損金に補てんするなど、累積欠損金の解消が可能となり、その早期解消に向けた経営改善が求められているところである。

現在の本市下水道事業においては、東日本大震災に伴う損失計上や、近年は農業集落排水事業における収入不足等の影響により、継続して累積欠損金が発生し、公共下水道事業および農業集落排水事業を合わせた累積欠損金は40億円を超え、使用料による解消は困難な状況である。

こうした課題への対応策として、本市下水道事業の経営戦略では、経営改善の一環（純損失解消策）として、農業集落排水事業を廃止して公共下水道事業へ統合し、併せて資本金の補てんによって累積欠損金の解消を図る方針を示してきた。

今回、事業統合により、収入不足による純損失の解消が見込まれるため、地方公営企業法第32条第4項の規定に基づき、資本金を減少し、累積欠損金の解消を目的とした「無償減資」を提案する。

これにより、貸借対照表などの財務諸表の改善が図られ、使用者に対して財務状況をより分かりやすく示すことが可能となる。

今回の減資により、使用者および一般会計への負担や影響が生じることはない。

※無償減資

無償減資は現金の支出を伴わないため、資金繰りをはじめとする事業運営に影響を及ぼすことはない。

今後も、使用料および一般会計からの繰入金等による収入を基盤として、従来通り営業活動を継続していく。

<累積欠損金解消に向けての経緯>

○平成15年度:地方公営企業法の一部適用

複式簿記による経理処理の導入により、本市下水道事業会計では、累積欠損金の計上を開始。

○平成24年度:地方公営企業法の一部改正

経営判断により、議決を経て資本金を減少し欠損金を補てんすることが可能となった。(地方公営企業法第32条第4項)

○平成29年度:名取市下水道事業経営戦略

経営改善の一環(純損失解消策)として、将来的に農業集落排水事業を廃止し、公共下水道事業への統合を図る方針を示した。議員協議会、パブリックコメント実施

○令和4年度:名取市下水道事業経営戦略(第2次)

令和7年度における農業集落排水事業の統合と、資本金の補てんにより累積欠損金の解消を図る方針を示した。

パブリックコメント実施、議員各位へ通知・配布

○令和7年度:事業統合

農業集落排水事業を廃止し、公共下水道事業への統合を行った。令和7年度から公共下水道事業のみ運営となる。

2 目的・内容・効果

【令和6年度末の貸借対照表】

資産の部	固定資産・現金等 476.6億円	負債の部	企業債等 322.5億円
		資本の部	資本金 193.4億円 累積欠損金 △40.3億円 その他 1億円
計	476.6億円	計	476.6億円

＜借方＞
モノ・カネを
いくら持っているか

＜貸方＞
モノ・カネを
どこから調達したか

【累積欠損金を減資で解消】

資産の部	固定資産・現金等 476.6億円	負債の部	企業債等 322.5億円
		資本の部	資本金 153.1億円 その他 1億円
計	476.6億円	計	476.6億円

資本の部が整理
され分かりやす
くなる

＜資本金＞
過去に企業債償還等
の財源として繰入れ
た金額の記録

＜資本金・累積欠損金＞
現金や負債として保有し
ているものではない

＜累積欠損金＞
過去の営業活動で
生じた損失の記録

減資
累積欠損金
を解消

＜目的＞

貸借対照表などの財務諸表の改善を行うもの。

＜内容＞

減資する額 40億3,501万6,604円（令和6年度末の累積欠損金と同額）

＜効果＞

○ 財務状況の見える化

・財務諸表を整理することで、使用者に対して財務状況をより分かりやすく示すことが可能となる。

○ 経営指標の改善

・毎年実施される総務省の経営比較分析においては、累積欠損金比率を改善し、当該数値が0%となるよう求められている。（公共下水道事業累積欠損金比率 203.47%→（減資後）0%）

	算出式（法適用企業）
②累積欠損金比率（%）	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

3 用語等

○累積欠損金:事業の健全性を示す指標。健全な財政運営のため解消が求められている

- ・過去の営業活動によって生じた欠損(純損失)の記録。負債(返済義務が伴うもの)とは異なる。
- ・累積欠損金は、資本費(減価償却費及び企業債利子)の比率の高い事業において増大する傾向があり、累積欠損金比率が0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。

(出典・要約:総務省 令和5年度経営比較分析表、経営指標の概要)

○資本金:一般会計からの出資資金がどれだけ繰入されてきたかを示すもの

- ・過去の財務活動によって生じた一般会計からの出資金の額を積み上げたもの。
- ・資本金は、企業債償還金等の財源として既に支出した金額を記録したもので、現金として保有しているものではない。

※平成15年度より地方公営企業法の一部を適用し、複式簿記による経理を開始。

以降、累積欠損金および資本金については、帳簿上、貸借対照表に計上している。ただし、負債や現金等の実態を伴って保有しているものではない。

○減資

- ・地方公営企業法第32条第4項の規定に基づき議決を経て資本金の額を減少すること。
無償減資により累積欠損金の解消が可能。

【地方公営企業法(抜粋)】

(剰余金の処分等)

第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

4 欠損金(純損失)の内容

＜近年の名取市下水道事業の欠損金＞

欠損金(純損失) = 維持管理費 - 使用料

使用料が維持管理費を下回った場合、欠損金(純損失)が発生(農業集落排水事業)

下水道事業(汚水)は原則として使用料で経費を賄う独立採算制。

管路や設備等の減価償却費や企業債利子などの資本費については、使用料では賄いきれない部分について、一般会計からの繰入が認められ、繰入に対して一部地方交付税措置が講じられている。

○使用料で賄うべき経費: 汚水の維持管理経費

○一般会計より不足分を繰入れることができる経費: 資本費(減価償却費・企業債利子) など

○公共下水道事業に統合前

【イメージ図】農業集落排水事業(収益的収支)

収益	純損失	農業集落排水事業使用料	一般会計からの繰入	
費用	維持管理費		企業債利子	減価償却費

農業集落排水事業では、農業集落排水事業使用料が維持管理費を下回り、純損失を計上していた。

【純損失の主な要因】

- ①使用料体系を変えず公共下水道事業と同一単価で設定
- ②処理区域内人口が減少傾向にあることで使用料収入が減少



○公共下水道事業に統合後

【イメージ図】公共下水道事業(収益的収支)

収益	公共下水道事業使用料		一般会計からの繰入	
費用	維持管理費		企業債利子	減価償却費

現在、公共下水道事業は維持管理費の全額と資本費の一部を使用料で賄っている

事業統合により、維持管理費への収入不足によって生じていた純損失は解消される見込み。なお、使用料で賄いきれない部分については、従来通り総務省が定める基準に基づいて一般会計より繰入を行っていく。

今回の減資により、使用者および一般会計への負担や影響が生じることはない。

5 今後のスケジュール

時 期	項 目
令和7年7月、8月	減資方針説明(議員協議会・名取市下水道建設委員会)
令和7年8月	パブリックコメント
令和7年9月	令和6年度決算認定の議案と併せて、減資議案を提出